

## 随意契約理由書

1 業 務 名	阪神高速道路の橋梁構造物のアセットマネジメントに関する検討及びその他業務（2021 年度）
2 業 者 名	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所
3	
<p>本業務は、当社 技術審議会 長期維持管理技術委員会のテーマの 1 つである阪神高速道路の点検及び維持管理の効率化・高度化等を目的に中長期的に実施する技術検討業務である。過年度業務の成果を踏まえ、阪神高速の橋梁マネジメントシステム（H-BMS）を用いた技術的な分析等を実施する。加えて、当社が管理する道路の約 8 割を占める橋梁構造物の第 3 者影響の大きい損傷の発生が多い部材等を対象に、変状・異常等の検知、劣化・損傷の進展予測、関連する技術委員会の運営補助等も行う。</p> <p>本業務を行うにあたっては、①当社の橋梁構造物を熟知し、かつ技術基準に熟知していること、②点検及び維持管理に関する高度で最新の技術に精通するとともに、専門知識を有すること、③当社の技術審議会構造技術委員会またはそれと同等な有識者委員会の組織運営の実績を有していることが求められる。</p> <p>一般財団法人阪神高速先進技術研究所は、</p> <p>① 阪神高速道路の技術図書の編纂に資する調査研究の実績を有しているほか、他の都市高速道路の保全情報関連業務の受注実績も有しているなど、阪神高速道路の技術基準に精通し、都市高速道路の構造物のメンテナンスに関する課題を熟知している。</p> <p>② H-BMS を用いた「阪神高速橋梁マネジメントシステム高度化のための理論構築業務（2020 年度）」を当社から受注・実施するとともに、土木構造物の点検及び診断業務に従事する技術者を対象とした講習会、資格試験を行う等、点検及び維持管理に関する高度かつ最新の技術に精通し、当分野の専門的知見を有している。</p> <p>③ 当社の技術審議会や関連する技術委員会の運営に長年携わっており、阪神高速グループの経営理念「先進の道路サービスへ」を念頭においた有識者委員会の組織運営の実績を有していると認められる。</p> <p>このように、同法人は上記要件を全て満たしていると認められる。</p> <p>なお、先述の昨年度業務とは別に、以下に示す本業務と同種の業務（H-BMS による技術検討及び将来の点検・維持管理のあり方検討等）を過去 3 年のうち 2 回、当該法人以外の参加者の有無を確認する公募手続きに付したが、応募要件を満たす応募者は現れず、結果として当該特定公益法人等と契約を締結している。</p> <p>① 阪神高速橋梁マネジメントシステム高度化のための理論構築業務（平成 30 年度）</p> <p>② 阪神高速橋梁マネジメントシステム高度化のための理論構築業務（2019 年度）</p> <p>よって、本件の契約方法としては、契約事務取扱マニュアル第 6 編「随意契約」第 2「公募又は企画競争実施の判定基準」において、（1）競争性のない随意契約による場合 ③エ 3）に該当することから、阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 2 号の規定により随意契約とする。</p>	
阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 2 号の規定による。	